

第6回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会

2月6日、第6回任意合併協議会が開かれました。会議では、埼玉清掃組合と埼玉斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針のほか、前回に続いて事務事業の取扱いを含め14件が提案され、それぞれ持ち帰り検討することとなりました。

なお、今後の協議会で、合併の期日、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、行政機関の取扱い、町・字名の取扱い、新市建設計画素案などの事項が提案される予定です。

○一部事務組合に関する課題解決の方針について

第4回協議会で持ち帰った埼玉清掃組合と埼玉斎場組合の課題解決の方針について、岩槻市から報告があったので、その内容をさいたま市で持ち帰り検討することとなりました。

条例・規則の取扱い

条例及び規則は、さいたま市に統一するものとする。



一部事務組合等の取扱い

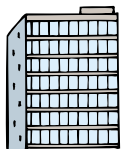
- ◇埼玉清掃組合及び埼玉斎場組合は別扱いとしましたので、総括調整方針は示していません。
- ◇岩槻市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- ◇両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたまづくり広域連合は、さいたま市として引き続き加入するものとする。
- ◇岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- ◇岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合するものとする。
- ◇社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、

それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合するものとする。

◇岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入するものとする。

使用料・手数料等の取扱い

使用料・手数料等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。



公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努めるものとする。

補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。なお、岩槻市のみ補助金及び交付金等は、実情を考慮し調整するものとする。

国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

- ◇保険税、国保人間ドック補助、保養施設利用補助は、さいたま市の制度に統一する。
- ◇出産育児一時金給付、葬祭費給付は、現行のとおりとする。
- ◇国保健康診査は、さいたま市の制度を適用する。(岩槻市域でも実施することとなります。)

